重 要 事 項 説 明 書

作成日 令和 6年4月1日

1. 事業主体概要

事業主体名	医療法人社団栄進会
法人の種類	医療法人
代表者名	理事長 豊田 順一
所在地	茨城県笠間市来栖 255-1
資本金(出資金)	910 万円
法人の理念	高齢者の自立した生活を支援し、また認知症により自立した生活が困難になった利用者に対して、専門的な知識や技術を用いて安心と尊厳のある生活を送れるよう支援する。
他の介護保険関連の事業	介護老人保健施設 笠間シルバーケアセンターパル

2. ホーム概要

2. 小一厶恢安	
ホーム名	グループホーム いきいきの家笠間
ホームの目的	中程度の認知高齢者の方々に日常生活における
14. 2.13 11.13	手助けを行い、安心した生活を営めるような介護を
	提供する。
	ル氏する。
ホームの運営方針	完全個室におけるプライバシーの保護と自由な
	空間や時間を演出し個人の意思を最大限に尊重す
	3
ホームの責任者	長塚 剛史
開設年月日	平成 29年 3月 1日
	1,700 = 0 1 0 73 = 1.
所在地、電話、FAX	〒309-1611
	茨城県笠間市笠間 4386-1
	(電話) 0296-70-7001
	(FAX) 0296-70-7002
	(1111) 0200 10 1002
交通の便	JR水戸線 笠間駅から徒歩約2分
またいと相でます。	#\L\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
敷地概要	敷地面積 2110.59 ㎡
(権利関係)	借地
	構 造 : 木造建物 平屋建て
(権利関係)	延床面積: 616.19 ㎡
(TET SIXTON)	定が、間景・010.10 III
居室の概要	個室 18 室 9.93 ㎡(収納を除く)/1 室
17.53	
共用施設の概要	トイレ 浴室 リビング・ダイニング
緊急対応方法	部屋、トイレ、浴室にナースコール設置
防犯防災設備	建物周囲フェンス設置
避難設備等の概要	消火器常備・自動火災報知機・スプリンクラー・
	消防機関へ通報する火災報知設備・誘導灯
損害賠償責任保険加入	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
先	WHALLOW TO THE PARTY OF THE PAR

3. 職員体制(主たる職員)

脱号の脱毛	吕米	常	勤	非常	営勤	旧士次协	开放入亚港发出宏
職員の職種	員数	専従	兼務	専従	兼務	保有資格	研修会受講等内容
管理者兼計 画作成担当 者兼介護支 援専門員	1		1			介護支援専門員 介護福祉士	認知症対応型 サービス事業管理 者研修
管理者兼計 画作成担当者	1		1			介護福祉士	認知症対応型 サービス事業管理 者研修
介護従事者	18	11	1	6			
事務	1			1			

4. 勤務体制 (※2 ユニット分)

昼間の体制	6人(日勤	9:30~18:30 2人)
	(早番	$7:30\sim16:30$ 2人)
	(遅番	$11:00\sim 20:00$ 2人)
夜間の体制	2人(夜勤	17:00~翌9:30)

5. 利用状況 (令和6年4月1日現在)

利用者数	1ユニット当たり	定員 9人 (ユニッ	ト数:2)	総定員 15 人
要介護度別	要支援2:0名	要介護度1:2名	要介護原	复2:3名
	要介護度3:3名	要介護度4:4名	要介護原	复5:3名

6. ホーム利用に当たっての留意事項

- ・面会時間は10:00~12:00、14:00~16:00です。
- ・外出・外泊は家族の同意、同伴があれば可能です。お食事の準備の都合 上二週間前までのご連絡をお願いいたします。
- ・ペット、不要な金銭・宝石・貴金属、危険物、その他、共同で生活する にあたり不適当と思われるものは持ち込むことができません。
- ・飲酒は適当な場所や時間であれば可能です。
- ・施設内、敷地内全面禁煙です。

7. サービスおよび利用料等

保険対象外サービ	別途のサービスについては、各個人の利用内容に応じて
ス	自己負担となります。料金の改定は理由を付けて事前に
	連絡されます。
居室の提供(家賃)	47,000 円/月
光熱水道費	11,550 円/月
食事の提供	1,400 円/日
	朝:300円、昼:450円、夜:500円
	お茶代:150円
教養娯楽費	500 円/月
個人消耗品の費用	嗜好品、オムツ代個人で使用した品は実費精算で自己負
	担となります。

- ・ 外泊や他の病院に入院中の住居費は、全額ご利用者負担となります。
- ・ 外泊や他の病院に入院中の光熱・水道費は請求いたしません。
- 病院の受診は、緊急の場合を除きご家族様で対応していただきます。
- ・ 初期加算は新規に入居した日から30日間のみ算定となります。
- ・ 教養娯楽費に関しては、日々のレクリェーションに参加する方にかぎり 徴収いたします。

基本料金	(1日当たりの1割自己負担額)	(2割自己負担額)	(3割自己負担額)
要支援 2	749 円	1,498 円	2,247 円
要介護 1	753 円	1,506 円	$2,\!259$ 円
要介護 2	788 円	1,576 円	2,364 円
要介護 3	812 円	1,624 円	2,436 円
要介護 4	828 円	1,656 円	2,484 円
要介護 5	845 円	1,690 円	2,535 円

その他の加算

○医療連携体制加算

医療連携体制加算(I)ハ 37 円/日 医療連携体制加算(I1) 5 円/日

○初期加算 30 円/日 (但し最初の 30 日間のみ)

4

○生活機能向上連携加算(I) 100 円/月

○口腔・栄養スクリーニング加算 20円(6ヵ月に1回)

○栄養管理体制加算 30 円/月

○サービス提供体制強化加算

サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6円/日

○科学的介護推進体制加算 40 円/月

○若年性認知症利用者受入加算 120円/日

○口腔衛生管理加算 30 円/月

○入院時費用 246 円/日 ※1 月に 6 日を限度として、所単位数に代えて算定

○看取り介護加算

・死亡日 45 日前~31 日前
・死亡日 30 日前~4 日前
・死亡日前々日、前日
・死亡日
1280 円/日

○高齢者施設等感染症対策向上加算 5円/月

※令和6年5月まで

○介護職員処遇改善加算(I) 所単位数の 11.1%を加算

○介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ) 所単位数の 2.3%を加算

○介護職員等ベースアップ等支援加算 所単位数の 2.3%を加算

※令和6年6月より

介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 所単位数の 17.8%を加算

8. 協力医療機関名

協力医療機関名	さくらがわ地域医療センター
診療科目、ベッド数	内科、外科、整形外科、小児科、眼科、泌尿器科、 耳鼻咽喉科、皮膚科、婦人科 【ベッド数】128 床(一般 80 床、療養 48 床)
協力歯科機関	みらいメディカルクリニック水戸

9. 苦情相談機関

ホーム苦情相談機関	苦情相談窓口:安藏 佳子・星 美智子 苦情相談責任者:長塚 剛史
外部苦情申し立て機関 (連絡先電話番号)	市町村相談窓口:笠間市 高齢福祉課 TEL:0296-77-1101
	茨城県国民健康団体連合会 介護保険課 TEL: 029-301-1565

10. 第三者評価の実施状況

評価機関名	いばらき社会福祉サポート
実施日	2023年11月14日

11. 事故発生時の対応

- ① 事業所は、利用者に対するサービスの提供にあたって、万が一事故が発生し、利用者の生命・身体・財産に損害が生じた場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。
- ② 利用者に重過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除され、または賠償額を減額されることがあります。
- ③ 事業所は万が一の事故発生に備え、損害賠償責任保険に加入しています。
- ④ 利用者の来故意または重過失により、居室または備品につき通常の保守管理の程度を超える補修等が必要となった際は、その費用は利用者または利用者代理人が負担します。

12. 重度化した場合における対応に関する指針

- ① 入院期間中における住居費の取り扱いについては利用者の負担とする。
- ② 入院期間中における食費、光熱・水道費の取り扱いについては原則として請求しないものとする。
- ③ 緊急の場合

かかりつけ医または医療機関等へ搬送し受診する。

症状に応じて救急車を要請する。

また、医療連携機関・訪問看護師の指示を仰ぎ適切な医療処置を受ける。 いずれの場合も速やかにご家族へ連絡をし、説明の上、理解を得るもの とする。

④ 入院が長期化した場合

入院期間は 1 ヵ月を目安としホーム復帰が可能であれば居室の確保に努めるものとする。病状によりホーム復帰が望めない場合は、利用契約を終了する。いずれの場合も利用者・家族、医療機関の連携のもと十分話し合いを持った上で決定するものとする。

⑤ 終末期(看取り)に関しては、以下の通りにする。

ホームで終末期を希望される場合は、主に介護職員による終末期(看取り)介護となります。医師、家族と十分に話し合い終末期(看取り)介護の計画を作成し、終末期(看取り)についての同意書を得ることとなります。また、終末期(看取り)についての同意書は、定期的に話し合いを行いその都度、同意を得ることとなります。

令和 年 月 日 (事業者) ホーム名: グループホームいきいきの家笠間 住 所: 〒309-1611 茨城県笠間市笠間4386-1 説明者名: 印 私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受けたことを確認します。 (利用者) 住 所: 氏 名: 印 (利用者代理人) 住 所: 氏 名: 印 (身元引受人)

住 所: 氏 名:

印